

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年5月19日（木） 16時00分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV 会議により実施）
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、菅生主任安全審査官、島村主任安全審査官、直井安全審査専門職、三好技術参与
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 課長 他5名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 マネージャー
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 資料1：原子力科学研究所 原子炉施設保安規定【STACYの運転再開に伴う変更等】
資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表
資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではこれから、S T A C Yの保安規定のヒアリングを始めます。
0:00:06	これは本日資料を用意してご用意いただいておりますので、まず資料のご説明をお願いします。
0:00:15	すいません規制庁の嶋村です。
0:00:21	はい。原科研精神の医師です。それでは資料を説明をさせていただきたいと思います。先に画面共有します。
0:00:52	今画面共有できてますでしょうか。はい。大丈夫です。
0:00:56	はい。それではS T A C Yの運転再開に伴う保安規定の変更ということで
0:01:03	説明させていただきます。資料番号はS P - 197 - 1 になります。
0:01:12	じゃあ、
0:01:15	まず目次になりますけども、申請概要等大きく今回二つの申請に分かれてまして一つはs t a g eの運転再開に伴う変更、もう一つはT C A施設の使用済棒状燃料移管に伴う変更というふうになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:32	まず 1 ポツの申請概要です。ローマ数字 1、s t a g e の運転再開に伴い、原子炉の運転に係る必要な事項、新規制基準適合に係る事項含む、これを追加するというものになってございます。
0:01:46	S T A C Y はもともと溶液燃料で運転しておりましたんで、改造にあたってファン規定からその運転に関する条項を削除しております。
0:01:57	なので今回は基本的にはその従来あった運転に関する情報を復帰する。
0:02:03	あとは水性基準に新たに要求があったものを、つい本当に新規に追加するというような内容になってございます。
0:02:13	二つ目が P C が大切になるということで、P C でした、使用していた使用済み燃料を S T A C Y 施設にすると、
0:02:22	ということでそれに伴って s t a g e に新しく T C A の燃料を貯蔵する使用済みの貯蔵設備と、
0:02:29	いうものを製作しますんで鎮目医療の燃料の管理に関する事項を追加するという大きく分けて二つのものになります。
0:02:41	この右下にをしておりますのがステージの完成予想図ということで今、現地工事での S T A C Y の更新の改造工事をまさに実施しているというものになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	出井さん、まず一つ目の運転再開に係る必要な事項の追加というような内容になってございまして4ページにはS T A C Yの主な仕様ということで、
0:03:05	こちらは何度かお見せしてますので症例説明を割愛しますけどもこのような水位制御を行う原子炉で臨界実験装置になってございますと。
0:03:16	いうものです。
0:03:17	まず、許認可との関係ということで設置援護許可申請書と設工認で保安規定定めるとした事項を今回追加するというふうになってございます。
0:03:32	6ページに書いてありますがまず許可と保安規定との整合ということで、第五条津波からですか津波については、S T A C Yについては基本津波置かないというものになっておりますが想定を上回る津波、
0:03:49	3号炉で想定している基準津波ですね、こういったものはS T A C Yの敷地に到達するというので万が一そういったものがステージに到達しても、
0:03:58	炉心タンクが未臨界確保をできるようにするというのを設置許可の中で約束してますんで、エコノミー委員会を確保できる範囲に限定するというのを許可する赤井でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:10	これを受けて保安規定では炉心構成書や炉心証明書の作成ということで、構成してはいけない炉心ということで明確にしているというものになってございます。
0:04:21	あと炉心構成作業中には未臨界盤の待機状態になってないので、安全ベ ストまず安全前の待機状態になってないので、炉心構成をする際は、未 臨界盤と呼んでますがそういった安全盤に相当するものを、炉心に挿入 されている状態で行うと。
0:04:39	いうことを許可で約束しております。
0:04:41	それを受けて、設工認で委員会版というものを製作しております。保安 規定では、炉心構成作業する際には、臨界版を挿入して行うという条文 を新規に追加したというものになってございます。
0:04:55	第6条外部事象については竜巻火山森林火災、こういったものを、先日 の審査会合でも説明しましたけども、こういった対策、
0:05:07	さらにですね、原子炉を運転するということで影響及ぼす場合は原子炉 を停止するというので、この原子炉停止に係る事項を追加している というものになってございます。
0:05:19	有毒ガス、こちらについても、原子炉を速やかに停止して、提出すると いうことを記載を追加してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	あと火災防護、こちらは先日の審査会合でもお話ししましたが可燃物のシェアの持ち込みを制限すると。
0:05:35	こういうものになってございます。
0:05:38	第 15 条炉心につきましては、ここもですね、基本的には核的制限値を満足させるようにとか、委員会を確保できるように、反映限定すると。
0:05:48	いったものがあります。あと、運営委員会を挿入されてる状態で行うと、こういったところは全部炉心構成者炉心証明書なので、ソフトでタップするというので保安規定の条文には追加してございます。
0:06:02	第 25 条、こちらが放射線の従事者から放射線業務従事者の防護ということで、炉の運転に直接通関わるものではないんですけども、
0:06:13	S T A C Y 施設からは高レベルの固体廃棄物、こういったものが発生しますんで、それを封緘装置で行うということを許可でお約束してますんで、
0:06:24	保安規定でも、こういったレベルの高いものは分間装置の遠隔操作により行くと、こういった自分を追加しております。
0:06:33	あと 29 条実験設備、いいですがこちらも基本的には実験用装荷物といったものは反応度添加量や反応度添加率、こういったものを制限する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:45	ですとか、あと内部が中空で軽水を排除する構造のものそういった内挿管といったものがあるんですけどもこういったものを用いる場合は、
0:06:57	内部に進出した場合は、反応度が加わりますんでその時間反応度を合わせて制限すると、こういったものも許可に記載してございます。
0:07:06	この辺はすべて炉心厚生省路線証明書を作成で担保するというものになっております。
0:07:12	あと実験設備で放射性物質を内蔵する場合、密封性を考慮し放射性物質の著しい恐れ漏えいをすべし設計とする。
0:07:21	こちらについては原科研の所でこういった実験輸送貨物の設計製作基準というものを新たに定めまして、
0:07:31	それに従って製作するという条文を追加するという内容になってございます。
0:07:39	あとはそちら、あと、
0:07:42	8ページからが今度設工認との整合性の話になります。
0:07:47	s t a g eの場合は全部で8本あま設工認出しておりますがその中で、S T A C Y改造に係る部分は設工認は第2回、第3回第4回というふうに分かれてまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:59	その第2回の中で漏えい検知器の話をしてましてこちら新規性基準対応で新たな検査を受けるというものになりますんで、こちらもステージで維持管理する設備ということで27条に規定をしております。
0:08:15	第3回設工認の第3回というのが炉心改造のメインのところになります。繰り返しになりますけど炉心のところ、炉心のこういった
0:08:25	核的制限値の話については新厚生省炉心槽ある新証明書で担保する。
0:08:31	検出器は1事業で回転防止対策で回り止めボルトというものが登録管理を行うということ、
0:08:41	設工認の中で約束してますんでこちらについては起動前点検の中で実施するということを定めております。あとは未臨界はの話です。こちらも許可で話した内容と同様です。
0:08:55	あと制御室、万が一商用電源喪失が一気に失ってですねそうすると安全盤と急速排水弁が赤井になって停止するんですけども、
0:09:10	そういったものも期待できないのでかなり仮想的な状況なんですけどもそういった場合の停止方法についても保安規定で定めるということになってますんでそのことを書いてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	可動装荷物、こちらの可動装荷物の核的制限値については炉心構成書と炉心証明書をと、等、
0:09:31	さっきのそうですね可動装荷物とサンプルの設計製作にあたっては所の製作基準で基づき管理するということを許可で、説明の中に書いてますんで、
0:09:42	そういったものを書いておるといところになります。
0:09:46	あとは設工認の第4回、の中では同じく液体廃棄物関係の漏えい検知器の話、あと、極低レベル廃棄系については
0:09:58	本来タンクの容量としては40立米のものが2基あるんですけども、それが万が一破損した場合には管理区域外に漏えいしてしまうというのがありまして設工認の中で最大貯留量を55立米に制限すると。
0:10:14	こういう約束をしますんでその情報を不安定に盛り込んでおります。
0:10:18	あともう一つは二重スラブというところはS T A C Y施設にありまして、地下のさらに地下1階のさらに下の部分なんですけどもそこに
0:10:30	輸入を溢水した液体廃棄物が利用することを防止するために、マンホールぶたを設置するということを設工認で約束しますんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	そのマンホールの維持管理について 27 条の第 2、27 条の 2 に定められているというものになります。
0:10:48	あと棒状燃料貯蔵設備の製作等については先日の審査会合でお話した通り、避難用照明だとか仮設照明中心連絡設備について、
0:10:58	定めているというものになります。
0:11:03	これらを踏まえてですねステージの運転再開の主な変更内容ということで、大きく①から⑥まで記載しております。
0:11:13	これは規制庁さんの短期での審査基準に書いてあることですね、原子炉の体制、原子炉を運転するにあたって体制だとか、
0:11:24	運転に必要な事項、あと異常時の措置を、が書かれていることということに、
0:11:29	がありますんでそれに沿った内容となっております。
0:11:35	早速①が原子炉の運転に必要な運転員の確保ということで stage の運転に必要な運転員の確保配置について定めるということで第三条、要員の配置と。
0:11:49	ということで、所管する原子炉の運転等に必要な知識を有する者を具体的には原子炉の運転に関する 2 ヶ月以上の実務研修、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	並びに設置許可書保安規定施設概要、運転管理、保守管理非常時の措置に係る複以上の教育訓練を受けたものを生物に設置しなければならないと。
0:12:09	ということで、この要件については必要な知識の要件については従来の旧 S T A C Y の要件と全く同じになります。
0:12:18	S T A C Y に関しては、結城燃料で、15 年程度を、大きなトラブルなく、安定したという実績もありますんで、それと同様の記載となっております。
0:12:31	第 2 項で定めてるのは配置の話で、運転する場合は成立に 2 人以上の運転要員を配置しなければならない。
0:12:39	あと特定施設になりますけど、特定施設も運転するときは 1 人 1 人配置しなければならないということを定めてございます。
0:12:49	あと続いてが②の内容ですが組織内の規程類の作成というところで、今回、手引きの作成というところが従来から両括弧 1 からありまして、
0:13:04	今回荘司北条燃料追加するこれは s t a g e なんて直接関連するものではないんですけども、こういった記載を追加する、あとは可燃物の管理に関する事項。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:16	<p>というものが記載されております。中を運転開始前だとか、停止後に確認すべき事項運転操作に関する事項というのは、従来から記載がありますのでここに関しては変更がないと。</p>
0:13:28	<p>いうものになってございます。</p>
0:13:31	<p>続いてが③で原子炉の起動にあたって確認すべき事項と運転操作が必要な事項、特に3-1として運転長の遵守事項に関することと、</p>
0:13:43	<p>ということで鍵の管理、あとはSTACYの場合は、隣にTRACYという廃止措置になった。</p>
0:13:52	<p>臨界実験装置がありますのでその同時作業の管理、あと、STACYについては</p>
0:13:59	<p>原子炉の運転の目的に研修生の利用というのを新たに追加してます。そういった内容と燃料の装荷自然現象等に備えた管理について定めると。</p>
0:14:09	<p>鍵の管理については原子炉の運転に関する鍵運転モードにするための鍵とかですね、こういったものを管理しなければならないと、いうことを追加しております。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:21	T R A C Yとの同時作業の管理についてはT R A C Yは廃止措置計画の第二段階の工事をするときにはステージの運転後説明会で工事をしてはならないと。
0:14:31	いうことを記載しておりまして、これについては従来は第一段階の工事を記載していたんですけども、オペレーションについては第一段階の工事が終了したということで第二段階のフェーズに移るということで、
0:14:46	この記載になっております。
0:14:49	この意図としましてはT R A C Yを解体して、気体廃棄物が発生する場合は、同時にステージが安定してるとですね。
0:15:01	S T A C YとT R A C Yは廃棄等共用してますんで、どちらの労働期限の北井廃棄物かわからないということが起こってしまいますんで、そういった気体の影響物が発生するような工事が想定される場合はど、
0:15:16	原子炉のS T A C Yの運転をしてはならないという情報を定めているというものになります。
0:15:23	等運転訓練、これについてはS T A C Yが従来この条項はなかったんですが、運転訓練を追加するというので、これは原科研のN S R Rに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:34	原子炉NSRRで原子炉研修生を受け入れてますんで、NSRRの大き さになって、こういった事項を定めてございます。
0:15:46	次、続いてが自然現象等に備えた管理ということで、27条の3第1項、 第2項、第3項、第4号は先日の審査会合で話した通りですね、新任。
0:16:02	中身だとか、竜巻火山の噴火の資機材の管理は審査会合で説明した通り です。この運転再開にあたって新規に追加してるのは第5項で、
0:16:15	冒頭申し上げました通り設工認の中で極低レベル廃棄貯槽については、 その貯留量を、
0:16:24	容量としては80立米あるんですけどもそれを管理区域外への漏えいを 防止するために、55立米以下で管理するというのでその情報を追加し ております。
0:16:36	あと31条燃料の装荷で燃料を炉心に装荷するときは次の確保に係る事 項について確認しなければならないということで、旧STACYを予定 した時に両括弧2と両括弧3はあったんですけども、
0:16:53	STACY更新では未臨界版が挿入されていることということで、 (1)は、新ステージ改造の特有のお話で追加してございま す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:05	あと運転計画とか 4. 許可に関する事ということで、運転開始命令通報表示に関する事ということで、運転実施計画、臨界実験装置の場合は、特集ということがありまして一週ごとに、運転実施計画を作成し、
0:17:23	部長の承認がなければならないということでこういった情報になってございます。北井項目は、この両括弧 1 から両括弧 8
0:17:31	これも良否系の s t a g e と同様な記載になってございます。
0:17:37	銀行には運転実施計画に安全を行う会議について定めるときは、
0:17:44	第 2 項、別表第 2 数える項目のうち解除の条件を記載する項目について、解除の条件を満足することを確認しなければならない、安全保護回路を解除するときはしっかり解除条件を満足してることを確認しなければならないと。
0:17:58	ということ。阿藤原子炉支援者同意を得ることで承認を受けた場合は
0:18:07	関係課室長に通知しなければならないということを記載しております。
0:18:13	あと運転開始命令は臨界副課長が行うものとする。この運転を開始しようとするときは特定施設とか放射線管理施設、こういったものに異常がないことを確認。
0:18:26	するというふうになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:29	あと運転に係る通報と表示、原子炉の運転を開始、または提出するときは一斉指令装置により、運転開始と停止の通報を行わなければならない。
0:18:40	運転開始から停止するまでは運転表示と点として設けおかなければならないといったことで、運転開始命令は数行表示についてはUKSTACY保育と同じ内容になってございます。
0:18:55	あと続いては起動前と停止後の措置に関するということと既存の停止後の措置、あとは原子炉運転中の遵守に関するということについて定めるといことで、運転を開始しようとするときは別表第8項行った設備について、正常に確認する。
0:19:19	今後、
0:19:20	ちょっとそうですね。
0:19:25	ドイツに計画した原子炉の運転を再開するときは確認された状態でされてることを確認しなければならない。
0:19:35	こういったことも従来のケース停止で規定していた内容になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	あとは運転中の抽出ということで運転中は特定施設の点検を行うということで、両括弧 1 から両括弧 5、こういった施設について異常がないことを確認するというものになってございます。
0:19:55	で、あと 22 条の運転停止後の措置ということで提出した時は次の各号に掲げる事項を確認しなければならないと。
0:20:04	ということで停止系急速排水弁が開いて炉心タンクの水位が 0 以下であることで中性子の出力が正常に経過していること。
0:20:15	あと原子炉停止系の一つである安全盤が完全に挿入されていること。
0:20:20	こういったことを確認するという内容になってございます。
0:20:25	はい。
0:20:26	3-4 が原子炉の運転上の制限に関することということで出力の制限炉心装荷物の制限について定めるということで出力の制限、STACY については最大日出力 200 ワット。
0:20:41	あと、1 運転の積算出力が 0.1 キロワット時以下あと週間で 0.3 kW 実家、あと年間で 3 キロワット時と。
0:20:52	ということで、それぞれ 1 運転とか中間 1 週間当たり、年間の出力が許可で定められておりますのでそのものが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	そのまま書いているという内容になっております。
0:21:07	あと炉心装荷物の制限が 11 条がなってます、
0:21:16	炉心障害者運転実施計画に定められていないものを炉心に装荷してはならないこと、D 可動装荷物サンプル 5 の設計製作は、所の可動装荷物設計製作基準にしたのがなければならない。
0:21:29	ということで、なお書きについては設工認で約束したところ、混乱を基に記載しているという内容になってございます。
0:21:37	で、A3 の方は、運転上の条件ということで安全を回路の作動条件、警報回路の作動条件になってございます。まず第 15 条が安全崩壊後の作動条件ということで、別表第二節るところに、
0:21:53	穴沢作動するように設定しなければならない。
0:21:57	ということになってございます。解除することが、一部の会社について解除することができる。ただしこの解除にあたっては減少中にちゃんと入れなければならないということで、こういった
0:22:11	内容も、従来の要求 S T A C Y と同じになってございます。
0:22:16	で、安全崩壊後の作動条件については項目、こちらは許可、設工認に同様な記載がなされてるものが、同様の記載となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	解除の条件につきましては許可に大体書いてあるんですけども、
0:22:36	軌道系や運転圏の炉周期短についてはS T A C Yではパルス中性子実験を行うというものもありますので、こういった修正実験を使う時ですか、
0:22:48	あとワー原子力起動時ですね、中性子炉内の中性子数が少ない時は非常用中性子元を入れた時に見かけ上の炉周期が短くなるというのがありますんで、こういった時は解除できると。
0:23:03	いうことを保安規定で定めております。
0:23:07	続いて警報介護第 16 条ですがこれについても、設工認に記載している項目ですね、こういった項目について作動条件を記載しておるといものになってございます。
0:23:25	はい。そうで作動条件についても大体設工認に記載している内容となっております。
0:23:34	当十四条で負圧の維持ということで工務課長は原子炉運転中の出題の圧力を、この維持管理時の値で管理、
0:23:45	据えなければならないということを定めてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	はい。あと④番が臨界実験装置特有の話になるんですけども、審査基準にも臨界実験装置における場合は燃料体等の配置は一概に伴う炉心特性の算定とその結果の承認について、
0:24:03	定めることというのが記載されております。それに対応するものになってございます。
0:24:11	ステージは実験計画に応じて炉心構成、具体的には棒状燃料の種類本数は1、後は、講師坂とかも、その実験結果に応じて変えることができる
0:24:25	と。
0:24:32	安全盤の配置核計装の配置、実験装荷物の種類とか配置、並びに減速材反射材、
0:24:34	場合によってはこういったものに、多様性中性子吸収材もボロンを添加すると。
0:24:41	こういうことができるようになってございます。こういった様々なものを実験に応じて変更することができる
0:24:49	と。
0:24:49	ということでこれ進行性の変更に伴う、炉心特性の3でその結果、承認手続きについて定めるというものになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:59	実験の進行性計画の明確化ということで、ちょっとここに新しい炉心を構成する際の方針ということで、まず、この大木委員が設置遠方許可を上げた炉心特性の範囲になります。
0:25:15	次に設工認で、
0:25:22	許可を受けた範囲の中である部分について設工認で炉心を、を受けると、今回 s t a g e では基本炉心 1 ということで設工認を受けています。
0:25:33	また次の基本方針をやる場合は清野鷲見とかっていうことで、その実験計画に応じて臨界実験装置の場合は基本方針の設工認を取得するというものになってございます。
0:25:45	その運転をする場合は基本的には楨千野大体ある程度見込みができる、安全側のところから始めて、段階的に実験を開始するというような、でございます。
0:26:00	炉心構成計画の明確化ということで設工認で認可を受けた範囲かつ実験計画範囲内において核特性が比較的良好に知られた部分から実験を開始すると。
0:26:11	実験等で検証を進めつつ、段階的に実験範囲を拡大していると、こういう内容になってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	炉心構成手順の明確化ということで炉心構成の手順、制限禁止事項を安 全盤を臨界も入れて、
0:26:30	炉心構成をするだとか炉心、
0:26:33	配置を確認するだとか、構成状態で確認点検とか、
0:26:37	こういった手順を定めているというものになってございます。
0:26:44	まず最初にフローで言いますと、研究だからこういった実験をやりたい ということで計画立案が出てきます。
0:26:55	その時に施設管理臨海技術 1 課長になりますけども倫理委員会の中でそ れが設置変更許可のファイナル設置変更許可や設工認の
0:27:08	範囲内なのかどうかというのを検討して必要に応じては許可変更や設工 認を出すと。
0:27:14	で、既存の許可設工認の中で読める範囲であれば炉心構成書というもの を作って、所内レベル、炉主任の同意所長の承認を得ると。
0:27:25	炉心構成書というのは炉心構成の大まかな範囲が書いてあるもので、そ れをより詳細にしたものが炉心証明書というものになってございまし て、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:37	それについても、炉主任の同意で、こちらは部長承認を得ると、手間時 運転実施計画を作成し、運転ができるというようなものになってござい ます。
0:27:49	炉心構成者と炉心証明書、ここに簡単に記載しましたけども、炉心構成 するというのは炉心構成要素、棒状燃料や安全盤等の具体的配置と現行 可能がやっぱ、
0:28:01	所条件を記載していると、こういうものになってございます。で、その 変更可能範囲の中で、核的制限値が満足できる見通しを解析によって確 認すると。
0:28:14	許可を受けた範囲におさまる見通しを確認することによって炉主任の増 員や所長の承認を得ると、こういうのになってございます。
0:28:23	で、炉心証明書はさらにもうちょっと詳しくした炉心でして臨界量や各 席不足政治
0:28:32	の実測値が事前の解析と外れてないことを確認して核的制限値を満足し ていることを確認すると。
0:28:40	実際に安定してみて、実測値を取ってですね事前施設長、尾田は実験計 画を見直すとか、そう言った内容になってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:51	実際に運転する手順については運転手引きに定めておりまして運転手引きの中では、起動前の点検、あとは設定値の確認様々なスイッチ類だとかそういったものを設定値の確認をしますと、
0:29:07	その原子炉を起動してまず、10分臨界ところ臨界水位が40センチ未満のところ、スイッチ類とかがちゃんと精度に働くことを確認した後に段階的給水によって臨界、
0:29:22	データをとると、データを取得した後は排水安全盤の落下をして原子炉を停止して、停止後は点検をすると、この細かい内容については運転手引きに定めると、こういうふうになってございます。
0:29:38	それを今ご説明した流れを保安規定の条文に落とした方が28ページになりますが、炉心厚生省を臨海副部長は新炉心を構成しようとするときは次の両括弧1から両括弧6。
0:29:52	2明らかにした炉心構成書を作成し、所長の承認を受けなければならぬと、こういうことを記載してございます。
0:30:02	で炉心構成の条件についてはこれも設工認記載した内容ですね、炉心炉心の工場値段種類あと中性子毒物添加棒状燃料、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	最大過剰反応度、こういった進行性の条件でここに今条件が入ってますんで、炉心構成が、この範囲に入っていることを確認するというのが炉心構成証明書の内容になります。
0:30:29	炉心証明書で今度具体的に新厚生省
0:30:37	で実際に提案する時は路線を構成するときは、もう少し詳細なものを定めるということで、第1号と第2号を最大限実施する炉心構成。
0:30:51	あとは第3号から第5号については解析、飯尾を実施して
0:30:59	解析を実施するというので、その時点で委員会報告部長の承認を受けるといものになってございます。
0:31:07	その後承認を受けた炉心において、運転を行って
0:31:13	もともと解析で調整した総推定したものを、実測値がそういうことを確認して、承認を受けるとい流れになってございます。
0:31:26	あとは⑤で地震火災等の発生時にこうすべき措置ということで火災発生時の措置で原子炉を停止しなければならないという情報を今回追加しております。
0:31:41	自然現象が発生した場合の措置、こちらについては先日の審査会合で話した内容に加えてですね、原子炉を停止しなければならないこと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:53	いうところが各条項に入っております。
0:31:59	こちらもそうですね。ええ。
0:32:03	資料を提出しなければならないと。あとは外部火災の影響 2 倍の制御室へ進入する恐れがある場合はセールスの換気空調設備を停止を停止するといったことを記載してございます。
0:32:18	あと津波が発生した方には原子炉停止、こういったところがかかれてると、こういう内容になってございます。
0:32:27	あとワー、3040 は警報介護が作動した時のものになってございます。
0:32:36	第 10、別表第 18 が警報回路が作動した場合の措置なんですけども、警報原因の部分で、警報が公安の影響に及ぼすと考えられる場合と、影響与えない場合、二通りがございまして。
0:32:52	上段は影響を及ぼす場合でその場合は運転を停止するというような内容になってございます。
0:32:59	そういった健康管理の項目は炉周期体はどっかこういった安全を変えるのを一歩手前のところですね、こういった場合は、原子炉を停止する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:09	唯一運転は継続できるというのが炉心タンク水位高というのがあります、こちらは s t a g e の場合は高速給水ポンプと低速給水ポンプという二つのポンプがありまして、
0:33:22	委員会から十分深いところは高速給水ポンプ、
0:33:28	路線淡水の四分の 3 までは高速給水ポンプを使用できるというのを許可になって受けてますんで四分の 3 項 1 た場合にこの警報が出るというところで、それ以降は給水低速給水ポンプを使わなければならないと。
0:33:44	いうところで正常状態であるため運転を継続できると、というような内容になってございます。
0:33:50	安全を介護が作動した場合の措置は、その原因、状況を調査してこの場合においてその原因が特性、施設の場合は民活に通報しなければならない。
0:34:04	復旧措置を講ずるとともにその原因状況並びに構造措置を認定課長に伊井を通行しなければならない。
0:34:13	いうことを記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:18	37 条は、原子炉が計画外停止した場合ということで、計画改定した原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
0:34:33	ということでええよ（1）から医療（4）に定める事項を確認すると、をしております。
0:34:39	あとは関係課室長への通報ですね。
0:34:46	以下されてるといような内容になってございます。
0:34:50	計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置ということで、次に掲げる事項を確認しなければならない。これ（1）は安全保護系崩壊は正常に復帰していること。
0:35:04	A 作動した安全保護回路軽量化計器研修の安全から放射線測定器の指示が整備に、
0:35:10	指示の長谷氏、正常値を示していること。
0:35:15	第 18 条第 1 項第 2 項に確認した状態が維持されていること。これ公務とか崩壊の点検指導前の点検です。こういったものが提示されていることというふうになってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:30	全国確認した後原子炉再起動しをするときは、部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは部長の承認を出して原子炉再起動することができる。
0:35:44	ということでS T A C Y施設外で電気事故が発生しその事故の波及または波及防止の措置として、原子炉を停止したとき、
0:35:53	とかあとは地震、自然災害が発生し、その波及防止措置として原子炉停止時、
0:35:59	こういった場合は再起動ができるというふうになってございます。部長の承認なしですね。
0:36:06	はい。ちょっと長くなりましたけどここまでがs t a g eの運転再開に係る保安規定の変更内容で39ページからがT C Aの使用済棒状燃料の一般みっともない変更と、
0:36:18	ということで、ただですね、こちらについてはもともとs t a g eでは、何種類かの燃料を持っておりまして、それに一つましよう済み燃料を追加するというような内容になってございます。
0:36:35	燃料のまず、T C A施設から運ばれてきた燃料を受け入れる際のところですが、この燃料棒前半の燃料は原子炉の運転使用する燃料、こっこの施設にはT C Aの工場年齢を受け入れるときは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:51	部長の承認を受けなければならないと。
0:36:54	このただし書きについては、C Cの精進棒状燃料につきましては、まずはステージが運転再開をした後に経理部というところを設工認の中で約束してるといいますかなってますんで
0:37:11	まずは適合性確認の完了後に完了としなければならないというただし書きを記載しております。
0:37:19	第3号は燃料説明とかを受ける場合はこういった項目を確認しなければならないということで、従来の道場燃料これ記載省略しておりますが、同様の内容等でございます神工場につきましても、
0:37:35	第4項が
0:37:39	典型の終了を嗅ぐ角の次の確保に係る事項について部長に報告するといところでこれも燃料の種類を追加するというだけの内容になります。
0:37:49	あとは燃料の貯蔵、こちらにつきましても従来の燃料は燃料とか有利燃料系黒鉛今後燃料に今回の精進棒状燃料を追加するというような内容になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	必要人員棒状燃料の貯蔵制限ということで、こちらは全部ウラン保管室の 使用人北条燃料収納容器というものに貯蔵しますんで、T C Aから持 ってくる燃料は三種類酸化ウラン燃料、
0:38:19	M O Xの混合燃料と、あと酸化トリウム燃料三種類があるんですけど も、
0:38:23	いずれも同じ構造設備に貯蔵するという事で制限をこちらについては 許可と、許可で、高垣貯蔵能力と同じになってございます。
0:38:37	あと貯蔵中の点検こちらについても、他の燃料と同じ内容の点検をする というところで定めてございます。
0:38:49	あと、北条燃料に小路郷での異常を認めた場合の措置というところで、 こちらについても、従来の燃料に荘司北条燃料も種類を一つ加えたとい うところで記載内容自体を変えるというものではありません。
0:39:05	はい。あと、4ポツの今後のスケジュールということでこの申請につい ては4月26に申請してですね、
0:39:15	す現在S T A C Yは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:21	11月からろうの性能試験を始めるといこととそれ前までにこの保安規定の認可をいただきたいといこととこのスケジュール表をお示して ございます。
0:39:33	p c mにつきましては、
0:39:37	瀬山検査合格後に燃料を受入れるといことと現時点では、年度末ぐら いの燃料受け入れを、を予定しているといこととになります。
0:39:47	はい。説明長くなりましたけど、以上です。
0:39:51	はい、ありがとうございます。
0:39:55	はい。成長シマムラです。それでは、確認事項ありましたらお願いしま す。
0:40:03	どうぞ。
0:40:09	これ益子がないって考えていい。
0:40:12	いいよ。
0:40:20	はい。
0:40:24	規制庁の三好です。ちょっと幾つか確認させてください。
0:40:29	まずですね
0:40:31	ちょっと全体の話で、溶液燃料のお店がないので、ここは落としたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	それでそこは復活しているという、
0:40:42	いう部分と、あと、
0:40:46	溶液じゃなくて今回の更新炉で特有の
0:40:52	ものが加わってるとか、表現が変わってるとか、
0:40:57	そのこの区別を、
0:40:59	ちょっと口頭で、
0:41:01	説明あったんですけど、
0:41:03	そこは素人人分かった方がいいんじゃないかなと思うんですよね。
0:41:10	要するに、そういうのが1点です。そういう意味で、
0:41:16	ここで例えば4ページに、
0:41:21	停止の主な仕様というこの今回の進路が書いてある、更新論破スペック が書いてあんですけど、
0:41:28	これと並行して、臭い形の、
0:41:32	この表の、
0:41:33	表でも或いは黒田けど、
0:41:37	微妙ですけど、要するに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	どこが変わってるのかっていうところがまずわかる必要があるんじゃないかと思うんですね。共通の部分だったらもうその部分については、ただ復活させればいいし、
0:41:52	変わってる部分で、
0:41:55	修正なり、追加する
0:41:58	ものをが妥当かどうかっていう、そういうところが焦点になるんで、
0:42:04	できればその溶液燃料も、
0:42:07	その削除したときの、
0:42:11	状態を見るために、
0:42:14	スペック変えてもらったものはないかっていうのは一つ。
0:42:20	書いてるんですね。
0:42:22	はい現行のイシイですけどはい。そうしましたらまず、この今見えてる4ページでいう形のステージと違いがわかるような、使用能載せる使用機を乗せるということと、
0:42:38	各条文で給水量血清市で定めていたものと、今回、製紙更新のJ A特有で追加したものがわかるように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	資料に修正します。検討してください。はい。ありがとうございます。 それとですねちょっとこの資料ベースだけで見てるんで、
0:43:01	説明はあるのかもしれないんですけど、
0:43:07	いくつか①から⑤でしたっけ
0:43:11	中身的にどうどう変えるのかっていう話があって、
0:43:17	それで、このAとですね。
0:43:20	特に、①②は井内都丸さんを、
0:43:24	この移動恩典にあたって確認すべき事項というふうになってて、これは丸さんがこう分かれてるんですけども、
0:43:33	丸さん。丸井さん、丸さんの位置には手前の話ですけど、
0:43:40	3、3、4、
0:43:43	5ですがこれが骨折。
0:43:46	点検、
0:43:48	中或いは運転前後の話なんですけど、
0:43:52	これで、
0:43:54	303の丹でですね起動前或いは軽視後の措置に関することってことありますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:01	これ下の下部規定で言えば起動前の例えば点検とか、或いは停止後の点検とか、そういうところでブレイクダウンしていくんだと思いますけど、
0:44:13	これ、運転中に、
0:44:15	例えば何かそういう、何かっていう看護、
0:44:19	ゲスト研修だとか、
0:44:21	或いは実験物だとか、そういったもう、
0:44:25	反応度ならないを測るっていうこと或いはもう、
0:44:29	周囲の低下。
0:44:31	加速度を測るとか幾つかあると思いますけどね。
0:44:35	そういったことについてはこれどっかに説明されてるんですか。
0:44:39	というのはちょっとわからなかった。
0:44:45	この資料で、都丸さんの3、
0:44:48	18ページにもありますけど、
0:44:51	それからいくつかそういう、
0:44:54	何か運転中はこれ巡視っていうこと。
0:45:00	いわゆる運転をしてるときに、その確認すべきものも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:04	運転手順の人はあると思うんですけど、その辺はどういう扱いになる。
0:45:11	原科研のS T A C Yですけども、ごめんなさいちょっと聞き取れなかった。運転しているときに、運転中に制御棒のクローラとか、
0:45:21	或いは水位の低下速度だとか、各、
0:45:25	文献で確認する事項とかもありますよね。
0:45:29	はい。そういうものについての、
0:45:33	記載っているのは、これ、どこで4、
0:45:37	それは今、今というか、ない。
0:45:40	はいs t a g e側ですけども、はい今おっしゃられたようなことは運転手引きの記載事項ということにさせていただいております。
0:45:51	運転中どのような測定をするのかというよりは、本計上は、
0:45:57	明確ぼかした記載となっております。
0:46:03	それは運転手引きの方に、
0:46:06	書いた分、書いてあるということで、例えばその水位の低下速度だとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:11	そういうものっていうのは、一応その次の計画ほどじゃないんですけど、ただだとは思わないけども、
0:46:19	制御棒の
0:46:21	フローがやっぱステージだと安全なんですけどね。
0:46:25	安全バーがこの後しにくいわけね。
0:46:29	当然、
0:46:34	スクラム時に落下するっていうことを担保するために、
0:46:38	その辺を挿入性というか製造性を、
0:46:41	図るということは安全重要なことだと思うんですけど、
0:46:46	そういうような類のことで、運転に入ってから確認することっていうのがあるんじゃないか。
0:46:53	プロの下部規定に書くんや高圧系にまず書いて、
0:46:59	下部手引き 0 より、細かな対応するっていう、そういう順番だと思うんですけど。
0:47:08	ちょっとそういう意味で、運転中での確認事項というのが、
0:47:13	ないのが保安規定です。
0:47:15	下がるかないとすれば、そこを書く必要があるんじゃないかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	まず、精神の飯田ですけれども従前その記載は設工、保安規定マターとしては書いてございません。
0:47:35	13 ページにありますように、運転手引きの中でどのように確認するのかということを定めると、いうことをここに書いてございます。
0:47:45	ということで、それからいくつかおっしゃられましたけれども、安全盤等の
0:47:56	性能に関しましては、
0:47:59	安全また安全盤等の性能に関しましては、炉心構成をそのように行うということを炉心厚生省炉心証明書の手順の中で記載されておりますので、そちらに関しては保安規定に仕組みとして書かれているといえるかなと思います。
0:48:15	それから
0:48:19	停止時のS T A C Yと違うところといたしましては、廃液流量に関しては新しいステージ特有のところとしては、救世主と違いまして記載、規定されておられませんので、
0:48:31	この記載についてはそもそもございません。
0:48:35	その辺のちょっと問題意識持ってるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	私今の溶液系。
0:48:43	そうなるからっていうそういう説明だけではちょっと不十分だと思うんですよね。常に保安規定に記載してるものが過不足ないかっていう観点で見ますので、
0:48:54	仲野白井になるので、
0:48:57	良い形で、そのまま使えるものだからそれでいいし、ただ、
0:49:02	実際にやってるの。
0:49:05	工事が、
0:49:06	手引きで手引きレベルでいいのか、或いは、
0:49:10	保安規定の方でまず書いて、手引きでより具体的に書くべきものが、
0:49:16	あるのかないのかっていうのを今回のその答えの燃料での、
0:49:21	推進事務局長を踏まえて、荒谷荒谷と改めて、
0:49:27	見る人があると思ってるんですね。そういう点で、
0:49:32	再確認はしといてもらいたいという、そういう、
0:49:35	そういうことです。趣旨は、
0:49:39	それと、
0:49:42	もう一つ、ちょっと今これと関係するんですけどね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:45	要するにいろいろ
0:49:48	創らのレベルがどうなってるっていう話です。
0:49:52	これが例えば 22 ページ、いろいろありましたよね。
0:49:57	こういうものは、この稼働条件はこうなってるのはどういうふうにして るわけだけど、
0:50:02	それを確認する。
0:50:05	フィルムだとか、
0:50:07	そういうものってのは、
0:50:09	毎回
0:50:11	運転時に確認する項目と、
0:50:16	あと系検査で確認する項目とか、
0:50:20	そういうふうに、
0:50:23	分かれると思うん
0:50:25	思うんですけど、その辺は、
0:50:28	僕はわかる必要があるんじゃないかなと。説明資料としてね。
0:50:34	むしろとしてっていうかそこら辺の区別についてはどう考えられるんで すか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:42	例えば
0:50:43	これ 1 例ですけど、
0:50:46	22 ページの別表第 2 で、
0:50:51	5 秒以下になったとき、作動条件はご教授かなったという、
0:50:56	ありますよね。これ、こういったものも、
0:51:01	あと炉心淡水高でスイッチに触れた時とか、
0:51:05	要するにそれを実際に作動チェックするタイミングっていうのが、
0:51:10	各運転時にやるのか。
0:51:13	或いはその年
0:51:17	までに運転したとして最初の運転だけでやるのか。
0:51:21	或いは、
0:51:24	地震活動なんかだと、別に 15 g a l で、
0:51:28	発生するっていうのは毎回、その
0:51:31	運転、
0:51:33	事にあるわけ。
0:51:34	やってはいないと思うんですけどね。
0:51:36	その辺、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:40	A l l o y を本当に
0:51:43	何か規定してるのかっていう、
0:51:49	いうことを、を確認したい。
0:51:52	或いはその資料として、
0:51:54	この辺の情報も、
0:51:58	根底ではここまで、
0:52:00	下部規定でそういう頻度なり、タイミングを書くのであれば、そういうふうにしてるとかそういうところの考え、考え方を、
0:52:09	改めて説明してもらった方がいいんじゃないかなというふうに思う。
0:52:15	はい。藤湯田です。はいおっしゃられましたように運転ごとの起動前点検で確認する項目とそれから定期事業者検査で確認する項目がございますので区別するように
0:52:29	資料、工夫したいと思います。
0:52:31	それ、そこお願いします。あともう1点はですね
0:52:36	今回はこのいわゆる
0:52:41	ちょっとこれはこちらの情報が出てないだけなんかないだけかもしれないんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:47	今回はこの保安規定で、
0:52:50	はい会計ということなんですけど、この、これで、
0:52:55	別にこの安定の改定が、
0:52:59	対応するのは、先ほどちょっと説明があった基本方針1の、
0:53:05	最初の、
0:53:09	割と単純な単純な炉心を構成する。
0:53:16	を対象にして、
0:53:18	今回出してきたと、例えば、
0:53:21	もうなんか設工認で、いわゆる
0:53:24	実験を装荷物駆動装置って、
0:53:27	或いは実験用のものを、
0:53:30	をつければ、当然それに対する、
0:53:33	制限が流れて、あると思うん出てくると。
0:53:38	そういうものは、
0:53:40	今回は福井、
0:53:41	含めてないと。
0:53:44	まずは資料資料で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:46	説明するその保安規定のカバー変更額、
0:53:50	パワーする範囲っていうのは、どういう方針なのかっていうこと。
0:53:55	はっきり言ってる。
0:53:58	うえで手続きをしてもらった方がいいと思うんですけど、その辺はど う、
0:54:03	はい。ステージの湯沢です。
0:54:05	今おっし、基本的には今申請しておりますこの保安規定で今後の基本炉 心に限らない、多くの炉心を運転して参りたいと思っております。
0:54:17	はいもちろん特殊な実験装荷物が出てきたりしました時には細かく変え ますが、大筋は、基本炉心に限らず、この保安規定で運転したいと考 えております。
0:54:29	基本方針1にかけ、限らないで、そのあとのことも見据えた上での変更 だというそういう説明ですか。
0:54:38	はい、おっしゃる通りです。
0:54:43	そうすると、ちょっと今、例に出した実験輸送貨物の、
0:54:49	反応度の
0:54:51	うん。いや、その下、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:56	これ
0:54:57	の提言だとか、そういったものはここに書いてないんですが、
0:55:03	原子力機構井川ですけれども
0:55:07	一応かえっておはようございます 29 ページ等を見ていただきますと、 稼働層架空等による反応度添加率等ですね。
0:55:19	もう許可に返ってある。
0:55:23	等価物に関しては読めるように終わっております。
0:55:32	可動装荷物についてはわかりました。それで結局そうすると、
0:55:37	6 日以降の支援をどういうものを、
0:55:42	考えてるかっていうと、尾花市だけじゃなくて、どこまでの
0:55:49	こういう本店に反映するような、
0:55:53	条件として、炉心を考えてるかっていうところの説明を、が会社にあっ た方がいいと思います。
0:56:02	はい原子力機構イザワです
0:56:05	はいご覧のように、許可に適合するように保安規定作ってありまして施 行における炉心は、許可に適合するように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:17	本人受けますんで、総合適合するようになっております。なっておるつもりですけども、
0:56:26	多くの炉心に基本路線は限らない炉心対象にしてというのをちょっと明確になるように、最初の方に行きたいと思います。
0:56:35	うん。そうしてもらってかつ、そういう基本方針以外のいわゆるうちの範囲としては拡大。
0:56:42	するわけですね。
0:56:44	そういう路線に対して、特に付け加えることがないってところであれば、そういう説明でもいいけども、
0:56:53	そういう、
0:56:56	拡大した、うちの範囲が拡大した時には、
0:57:00	それだけで済むのかなっていう。
0:57:03	そういう観点で、
0:57:05	いると思うので、
0:57:07	そういう意味で
0:57:09	その辺を説明を、
0:57:11	十分してもらいたいっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	はい、原子力をいただく。承知しました。
0:57:20	はい。人がすいません規制庁フジモリですけど。
0:57:25	今の話でちょっと確認したいんですが、
0:57:30	設工認、ちょっと接合に過去、見えてないんでちょっと確認したいんですけどその基本炉心位置の設工認しかとってなくて、
0:57:41	今後その他の炉心の設工認を取るってというような説明にも最初聞こえたんですけども、そこはもう設工認全部
0:57:50	基本の親愛終わっていて、保安規定を定めるのか、或いは保安規定先にその全体で規定するけど設工認はまだなのかってのはどっちなんですかね。
0:58:04	はい原子力機構江田です。
0:58:08	こちら岡といいますは、まず基本炉心と保安規定を基本炉心の設工認をいただきまして、保安規定を定めて運転を変えさせていただきます、
0:58:22	それから実験目的に応じて、
0:58:26	特殊な炉心を構成するときには、その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:31	工認を申請しながら、いうことになりますはい今ちょっと移したページありますけれども、今楢円のら大変一つが一つの設工認を書いておりますけれども、
0:58:44	今は幾つもの楢円のうち一つの施工にをいただいたところでして、これ以降他の実験を行うたびにですね、継承され、ご相談してここまでこのような実験を考えておりますというような、
0:58:58	施工にお持ちする予定です。しかし、保安規定に関しましては原則現在申請させていただいております保安規定をそのまま用いて、
0:59:08	運転していきたいと考えております。以上です。
0:59:12	なるほど。説明わかりましたがちょっとそこの設工認との関係もわかるように、
0:59:19	説明し、補足説明資料で、保安規定と設工認とどういう関係になって、運転する。
0:59:29	つもりなのかちょっとわかるように説明いただきたいのと、
0:59:33	あと
0:59:34	今ロシアで製作してる燃料はいつ入ってくるかわかんないっていう話だったと思うんですけれども、それーについても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:44	結局その今、設工認なり保安規定、
0:59:48	取ってたりその許可でのその炉心構成との関係で、今現状ある燃料でど ういう運転ができるのかちょっと全体像が、
0:59:58	よくわからなくて、ロシアの燃料が新しい新規の燃料が入ってこない ことによって、どこまで今、その運転がどういう運転が可能なのか、そ れちょっと許可、
1:00:10	設工認との関係はどうなってるのかっていうところも、
1:00:14	あわせてですねちょっと補足説明資料で、明確にちょっと説明いただき たいんですけども。
1:00:21	はい。原子力機構井田です。承知しましたまず保安規定がどのように設 工認との関係ですね、保安規定がカバーする範囲がわかるように、ご説 明できるように、
1:00:33	したいと考える。また二つ目ですけども、ロシアの燃料が来ないこ とによって基本炉心がどこまでできるのかということをちょっとご説明 できるようにいたします。今、簡単にお答えしますと、
1:00:46	現有燃料、中性子で使っておりました燃料とロシアの燃料はほとんどス ペック同じでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:53	従って言いますと違うのは、こちらの燃料が 900 歩。
1:00:58	現有燃料が、
1:01:01	400 本というところですので、その燃料の数が多く、
1:01:07	必要とする実験が届くまではできない、ということになります。
1:01:12	今口頭で申し上げましたけれども、資料にしてご説明したいと思いま す。以上です。
1:01:17	はいお願いします。
1:01:22	規制庁立花です。
1:01:24	スゴウさん、何かありますか。
1:01:27	成長のスゴウでスゴウと申しますちょっとこの審査から携わることにな ったのでよろしくお願いします。ちょっと不慣れなところもあって、的 外れなことを、
1:01:40	かもしれないんですけれども、ちょっとご容赦いただければと思いま す。初めに三好の方からもあったんですけれども、今回保安規定、その 運転再開する。
1:01:55	ということで、鳥栖多分それまで規定されてたものの基本的な復帰って いう話なのかなと思ってですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:05	ミヨシの方からありましたけど燃料が変わるっていうことに伴って、変えるところもあるかと思うんですけど、他にも何か
1:02:15	その新規制基準対応とかも含めて、衛藤これまでと変わってるっていうようなところがあれば、ちょっと一緒にですねまとめて、
1:02:26	ご説明いただければと思うんですけども。
1:02:30	衛藤。
1:02:32	すいませんこの保安規定そのものっていうよりも、
1:02:35	ちょっとお聞きしたいのは、経緯なんですけどこの運転に関するものが、今回、今まで保安規定から1回削除されてたのっていうのは、
1:02:45	何か経緯ってあるんですか。
1:02:50	はい。こちらについてはもともと我々は当然、運転する予定が、復帰して運転する改造後安定する予定だったんで、
1:03:00	運転する情報を残したので保安規定を申請したんですよね改造するときに、
1:03:08	ただしその時にですね
1:03:13	がないのに運転に運転ができる範囲になってるのはちょっとおかしいということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:18	運転に関する条項は 1 回削除するよう指導があつて削除したという経緯になってます。
1:03:26	規制庁のスゴウじゃわかりました経緯はわかりました。そうですか。
1:03:31	それを置いてトーンちょっとまとめていただければと思うんですけども、あと衛藤。
1:03:39	この数別途、3 月 31 かなんかで申請が出てる保安規定との関係が若干わからなくて、
1:03:48	外部辞書対策とかですかね、運転に関するところを追加してるっていう話でちょっと先ほど説明があつたと思うんですけども、
1:04:01	例えば
1:04:04	15 ページで言えば、5 については、追記してますっていうことだったんですが、
1:04:11	これは
1:04:14	内容を見るとちょっと私よくわかんないですけどこれは運転に関するものっていうことなんですか。
1:04:20	はい。ですね、3 月 31 日に申請したものは、貯蔵設備 2 の供用開始に関するものでして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:33	その場合はですね 1 項から 4 項までが必要になると新規制基準で自然現象対応するというものになってます。
1:04:44	ただその第 5 項の 5 極低レベル廃棄貯槽については先行使用する設備に該当しないんで、
1:04:53	1003 月 31 日の保安規定には入っていないというものになってございます。
1:05:01	規制庁のすごい差だね。
1:05:04	もう 1 ヶ所とかで 32 ページとかでも、
1:05:09	原子炉の停止の話を追加しましたとかっていう確か説明だったと思うんですが、
1:05:18	衛藤先ほどの、
1:05:21	その 15 ページの 1 から 4 もそうなんですけど、
1:05:25	その
1:05:26	どこまでが、
1:05:29	前のその申請の範囲で、こっちの申請では、
1:05:35	どこも見みて欲しいのかっていうのがちょっとよくわからなくてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:39	で、あとその向こうが、
1:05:43	人靴がおりた場合のこっちの範囲の仕方とかもあるんですけど、
1:05:48	そこら辺はどういうふうに整理されてるんですか。
1:05:53	はい。
1:05:57	そこはですね当然 3 月 31 日に申請したものは、貯蔵設備の供用開始で すんで、当然
1:06:09	運転に関するところは 3 月 31 日の保安規定には入っていませんと。
1:06:15	今回 4 月 26 日で運転再開の保安規定には、新規制基準とあと原子炉運 転の話が入ってますんで、
1:06:28	この 3 月 31 日の基本的な最終形になる保安規定になるんですよね。
1:06:34	ちょっと確かにここは何度も説明しにくいんですけども、
1:06:42	これかな。はい。
1:06:49	3 月 31 日に申請したのはこの防除の貯蔵設備 2 の政策に関する部分。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:56	のところは入ってますと。ただ、それ以外のこういったところは今回全く新規で追加するというものになってございます。
1:07:07	何でこの表は、一番わかりやすいのかなあそういった意味では、
1:07:19	一番、
1:07:24	規制庁嶋村ですけれども、
1:07:27	今この資料の作り方だと、またこれ全部
1:07:35	審査会合に、
1:07:37	で説明していただいて全部見なきゃいけないって、そう見えてしまうので、
1:07:45	3月31日と、22ダブって先生ところが結構あるので、そこはわかるように、
1:07:55	ダブってダブってまして、何か、
1:07:58	わかるような記載をした方がいいんじゃないかと思うんですけど。
1:08:03	はい。わかりました。ちょっとそれが資料でわかるようにし、いたします。
1:08:11	規制庁のスゴウです衛藤ダブってて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:16	今回の申請で見なくていいのか、それともその運転に伴って実は変わる可能性があるから、ゼロから濃い
1:08:26	これは見てくださっていいのかなのか、それはどう、どうなんですか。
1:08:31	は原子力効能イシイですけども、ダブるところは、基本的に見ていただかなくて大丈夫です。例えばだから
1:08:41	自然現象とかそっちなんですけれども、この第1号、
1:08:45	は我々追加なんですけどそれ以外のところは、3月31日に申請したものとダブってますんで、そこは無視していただいて大丈夫ということになってございます。
1:08:58	規制庁のスゴウです。そうであればちょっと
1:09:02	今夏もう申請。
1:09:05	その見るべき場所等、こっちは見なくていくて、はい。31日の方の
1:09:13	最終的に認可がおりれば多分補正かなんかでもし変わるんであれば補正するんでしょうけど、そういう何か
1:09:23	今後の手続きも含めて、はい。同士、どうしたいのかっていうのをちょっと資料上とかでわかるようにしてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	はい。承知しました。はい。補足資料でよろしいですか何も構わないです。全然はい。先に受けたシースさんからのコメントで、
1:09:46	領域血清浸透新生児の違い、もうちょっとわかるようにするっていうと、何かこの中で結構ごちゃごちゃしちゃうかなと思いますんで、補足資料で、あそこで説明する資料作りたと思います。はい。お願いします。
1:10:02	規制庁のスゴウですね。それから、
1:10:06	その6ページ以降でごめんなさいちょっと今の話。
1:10:12	ね。
1:10:13	だから、本来はやっぱりちょっとこれ申請自体が20申請になっていて、それは本当はおかしいんですよ。
1:10:24	ほぼ
1:10:26	ちょっと
1:10:28	まただから
1:10:30	急ぎたいっていうところもあるんだと思うんですけど、本来はおんなじ条文を二重に申請してるっていうのは、
1:10:39	普通はちょっとありえなくって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:41	だからおかしいってのはまず、
1:10:43	1時間すけど。
1:10:45	はい。
1:10:46	多分だから、この3月31日は先に処分になったら、
1:10:51	この変更の規定もその3月31年認可したやつに、
1:10:57	変えた上で、どこが今回の申請なんですっていうのは、この申請書を補正した上で、その変更前後もちゃんと
1:11:08	最終的な審査終わって、認可受けたやつで、
1:11:12	補正してもらわないと多分駄目で、
1:11:16	その辺を含めて、ちゃんと補足説明でこうやっていきますっていうのを、
1:11:23	説明し、しといて、
1:11:26	もらわないと、本当はちょっとこれ認めらんないっすね。本当は、別紙ですけどもはい承知しました3月31先に申請した。
1:11:38	保安規定が確か認可になった段階で、この4月26日に運転再開の保安規定は、補正してですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:49	4月に、その補正の際には左側には認可を受けた半径が旧側に来るとい うところで補正の手続きはさせていただきたいと思います。
1:12:00	そこら辺もわかるようにしろには、記載します。
1:12:04	はい。
1:12:06	それと、うん。それはそれで、あと
1:12:11	さっきの運転、ああいう溶液系と棒状燃料の新しい軽水のやつで、比較 表みたいな形でへん。
1:12:21	何かまとめて、
1:12:23	変わる場合は何か備考に何か、どういう理由で変わるっっちゃうような形 で、
1:12:28	まとめていただけるとわかりやすいと思うんで、補足で、そこも含めて 領域系の
1:12:35	コア規程の、
1:12:37	規定を左で、右側に今回の申請で、どういう理由で変えたっていうのが ぱっと見分かるような比較表にしてもらえると。
1:12:47	わかりやすいと思います。はい。お願いします。
1:12:50	はい承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	ちょっとそれに関して、ちょっと補足したいんですけど、先ほど溶液燃料のやつをただ書く
1:13:00	いたものを、
1:13:02	したものと、或いはもう、
1:13:06	今回の
1:13:07	国会の課題での、
1:13:10	ろくなもの、そこは区別してもらいたいんですけど、
1:13:13	要するに
1:13:15	その話とね、新規制基準に対応するっていう話は、これは答えだけな
1:13:21	非常に昔の要求ってのは、
1:13:23	規制基準でないときにできてるわけだから、そういうそういう意味で、
1:13:30	新規制基準対応のところは、基本的に、
1:13:33	部隊のに対してこういう対応になってます。
1:13:38	そうじゃない部分については、
1:13:41	世界のものをBのものを深くさせただけなのか。
1:13:45	だからそれなんかあるかな。そこがよくはっきりわかるように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	もらえばいいんじゃないか。あとその備考についてこれ、今の資料だと備考に、
1:13:55	何かちょっとどういう
1:13:59	幾つか書いてあった日、空白になってたり、
1:14:04	この備考の意味が、
1:14:07	よくわからない。
1:14:08	だから、これは歌舞伎系の方の、
1:14:12	この人がある場合には何か入れるような考え方なのかもしれないけどど ちらかというと、
1:14:19	今の議論にあったようなところがはっきり、
1:14:21	ふりの中で、
1:14:23	豊富な説明を入れてもらった方が、
1:14:26	このフォーマットでプレゼンするんだったら、する。
1:14:30	場合には、その方がいいんじゃないかという、
1:14:33	そこは見直しをもらいたい。
1:14:35	そう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:37	はい。限定しイシイですけども、今おっしゃった備考っていうのは、どの資料の備考ですか。
1:14:46	は、7 ページ目辺りから表が並んでますよね。
1:14:51	はい。そういうことでこういった備考が空欄なってるところがあるところですね。
1:15:00	ある程度も関係するところを書いてるんですけど、
1:15:05	はい、保健推進室承知しました。
1:15:11	規制庁のスゴウです先ほどの、
1:15:14	ちょっとあれですかね、私が藤森さんに聞いた方がいいのかもしれないですけど、本来だったら、確かに
1:15:21	前の申請とかぶってるっていうところで、
1:15:25	認められないっていうような話だったんですけど、
1:15:30	保安規定の変更の、
1:15:34	その理由とかに、
1:15:36	何かそこら辺はしっかり書いてもらう。
1:15:40	はないと、何かちょっとその裾則資料だけでいいのかなってちょっと思ってきてるんですけども、もう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:50	ちょっとすみません。
1:15:51	盛さんに聞いた方がいいのかなと。
1:15:53	すみません。
1:15:55	ちょっとそこは
1:15:57	後で相談しましょう。そうですね。はい。すみません。
1:16:01	ただ規制庁のスゴウですちょっと掘カーにも何点かあるんで、ちょっと指摘したいんですが、
1:16:10	6 ページ以降で、
1:16:14	土肥今ちょっとあった陸間とかの話なんですけど、
1:16:20	許可申請書例の説明があって、該当条文で 11. の 56 条のところに書いてますっていう。
1:16:30	ものが結構あるんですけど、
1:16:33	この 56 条で炉心構成者とか炉心証明書の、
1:16:39	作成にあたっての項目とかが書いてあるだけです。
1:16:43	なんで、
1:16:45	この巨カーンの段階で、
1:16:48	お約束した事項に対する、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:52	その保安規定で、何て言うんすか、どこまでその定めて、どこからは、
1:16:59	下部規定で定めようとしてるのかっていうのがちょっとよくわからなくてですねというか、これだけ見ても、
1:17:07	許可申請書と整合してるとかっていうのが正直わからなくて、
1:17:13	都道どういうふうにくこら辺は考えてますか。
1:17:22	人間性CCですけども
1:17:27	基本的には従来から
1:17:30	結成しときも、許可にはこういった記載が書いてあって、保安規定での炉心構成者と炉心署名書を作成する。
1:17:40	というところで宴会実験装置の場合は運転するという立て付けになりますんで、
1:17:47	はいはい。
1:17:49	末広池戸、今おっしゃられた先ほど皆さんからコメントいただきましたように、守るべき項目を保安形でやろうとしているのか、それとも下部規定でやろうとしているのかという考え方を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	ご説明できるようにするというふうに受けとめてよろしいでしょうか。 規制庁のスゴウですそうですねちょっと三吉の方から、後ろの方のちょっと細かい話だったので、
1:18:17	ちょっとその全体として、全体って言うとなんすけど特に私が気になったらこの炉心厚生省と炉心証明書に、
1:18:27	該当条文、
1:18:29	割り振っているところは、どうしても許可申請書とかあと施工人との関係で整合してるかどうかというのがちょっとよくわからなかったんで、
1:18:41	どこまでのを保安規定で定めてどこまで、どっから下は下部規定での運用でやっていくっていうのを、
1:18:51	ちょっと考え方整理してもらいたいなと思ってます。
1:18:56	はい、わかりました先にいただいたコメントとあわせて、全体像見えるように、工夫したいと思います。
1:19:04	規制庁のスゴウですよろしくお願いしますそれからですね。
1:19:14	先ほどもちょっとまた自然現象のはなCで、15 ページなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	今、
1:19:28	少し、自然現象等に備えた管理ってということで、27条の3なんですが、
1:19:38	これ見るとその森林火災と竜巻、竜巻に関する飛来防止対策だと思うんですけど、
1:19:45	火山の噴破、それから椅子今回追加の溢水なんですが、
1:19:51	これ以外の、
1:19:53	自然現象等カー等に対しては、
1:19:58	何か
1:20:02	備えて管理ってというのが、ここはないっていう理解でよろしいですか。
1:20:07	はい基本的にはハードで守るというのがあってソフト管理をするものが、27条の3項に定めているものになります。
1:20:20	衛藤。
1:20:22	規制庁のスゴウです。
1:20:25	もう基本的には、ちょっと輪っか。
1:20:29	見ましたというかですねちょっと、ちょっと置いといて32ページの方に、
1:20:35	いくとこっちは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:36	自然現象等が発生した場合の措置ってやって、
1:20:41	さっきの方はその備えた管理なんで、どちらかというときさっきのやつは、その自然現象が来る前にしっかりと備えておきましょうっていうことだと思うんですけど。
1:20:52	その発生した場合だと思います。
1:20:54	の措置なんで、
1:20:56	こっちもですね、見ると、地震竜巻、火山、
1:21:01	森林火災、外部火災、
1:21:05	それから有毒ガスに限定しているような書きぶりになって、
1:21:11	今多分許可
1:21:17	考慮しているのが、
1:21:19	これってということなのかなと思うんですが、
1:21:23	それ以外の何か自然現象とかで発生したときに、
1:21:28	何かしら思ったよりも雨が多かったとか、いろいろあったりとかして、
1:21:34	被害とかある。
1:21:36	可能性もあると思うんですけど、す今のその保安規定だと限定しちゃってるんで、そういうのに対する備えみたいのが読めないんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:45	そこはとお考えですか。
1:21:52	はい確かにおっしゃる通り、ここでは許可で想定した自然現象の発生した場合、限定しですけども、許可で想定したものの対応を書かれています。
1:22:05	それ以外の異常が起こった場合もですね、
1:22:09	確か他のちょっと情報で、異常が起こった場合の措置というところで広く呼べる条文があるかと思えますんでそちらで対応するという事になるかとは思っています。
1:22:23	規制庁のスゴウです。
1:22:26	それが読めるところがあるっていうんだったら、何かまた資料で示してもらえればいいと思うんですが、
1:22:36	あと私伊勢通担当してたんで、
1:22:44	してたっていうかしてるんですけども、
1:22:46	原燃の6ヶ所の埋設とかで、基本的に外部事象って何も、何が起きたって大丈夫なんでないんですけども、
1:22:55	それでも何か起きた時っていうことに対しては一応その保安規定許可でもう何かあったら安全、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:05	機能が損なわない範囲で、
1:23:07	手当するっていうのはあるんですが、それを受けて保安規定でも、
1:23:11	そういうのは規定してるんで、
1:23:14	衛藤。
1:23:16	要は何か限定されちゃってるんで、バスケットクローズ的にしっかり他のにも対応できるっていうのは、ちょっとあった方がいいんじゃないかなあと思って、一応指摘はしてますんで。
1:23:30	一応、横野 43 条の今の現状の、
1:23:38	保安規定見ると、変更前の方は竜巻火山による購買森林火災等によりと かってなってるんで、
1:23:46	等でバスケットクローズ的な感じになってるなと思って。
1:23:50	そういう意味でちょっと今回限定されちゃってるなと思ったんで、
1:23:54	当間指摘してますけど、他のところで読めるっていうことであれば、またそこは教えてください。
1:24:01	はい。STACYイシイです。はい。そうしましたら回答案文作って、 回答するようにいたします。
1:24:10	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:12	それから規制庁のスゴウですけれども、あとちょっと細かいところで申し訳ないんですけれども、
1:24:23	発さいい。
1:24:25	55 への対策が、今回 4 条の一方 6 号ってことで、
1:24:32	13 ページの可燃物の管理だけ
1:24:37	手引きとして追加されてるんですが、
1:24:41	これ確認までなんですけれども、
1:24:43	火災の発生したときのその感知消火活動だとか影響軽減活動だとか、
1:24:51	そっちの活動とかに関するものとか、体制の整備のだったり、教育訓練だっっていうのは、
1:25:02	この 11 辺以外とか、全体的なところで何か規定されてるっていうふう に理解してよろしいですかね。
1:25:10	はい。厳正しイシイです。火災等が発生した場合の措置については 11 編の中の別の条項に記載されております通報を行うこととあと紹介に努 め、努めることと。
1:25:24	ということであと、教育に関しては第 1 編の方に教育訓練の情報がありま すんでそちらの方で記載をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:34	規制庁のスゴウです。今
1:25:37	お答えいただいた内容はもうすでにこちら認可されてるっていうことを、
1:25:42	ですか。はいそうです。わかりました。
1:25:46	衛藤。
1:25:47	自然現象関係の、同じような体制だとかそっちももうすでにその認可済みということによろしいですかね。
1:25:56	丹下誠心氏ですけども自然現象の体制、
1:26:02	というワー
1:26:07	何か起きたと聞いのその何か体制とかなんですけど。
1:26:12	はいそこはですね、第1編の方に自然現象に限定したものではありませんけども、保安とか保守とか、そういった広い
1:26:22	意味で記載がして、
1:26:26	記載があります。
1:26:28	ありました。
1:26:30	何か
1:26:32	別に資料でまとめ、規制庁のスゴウです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:36	資料とかにまとめていただく必要はないんですけど、
1:26:40	どこがそれに当たるのかだけ、
1:26:44	ちょっと、
1:26:45	またメールでも構わないんでちょっと教えてもらえればちょっと見てみますんでよろしくをお願いします。
1:26:52	タイピング厳正支所しました。
1:26:56	それから、規制庁のスゴウですが、
1:27:02	これまた細かい話で申し訳ないんですけども、
1:27:09	ちょっとすいません。
1:27:12	戦時Ⅱ。
1:27:14	申請後ちょっと申請書の方で、今ちょっと、
1:27:20	聞きたいんで、よろしいですかね。
1:27:24	はい。伊勢氏ですけどどうぞ本当に細かくて申し訳ないんですけども、今回
1:27:32	用H Q燃料ですとか、本、黒鉛混合燃料、あと使用済み棒状燃料が追加されて、
1:27:43	この第1条で定義づけされてて、衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:50	それらについてS T A C Yでは使用しない。
1:27:53	ってなってると思うんですけども、
1:27:56	使用私わかんわかんないんです停止じゃ使わないんだと思って、パート 下いって、第4条になったときに、
1:28:06	委員会技術第一課長は、S T A C Y本体施設運転手引きを作成してやっ てて、
1:28:14	定める事項として(5)で、その溶液系燃料だとか今回、
1:28:20	くるんで、あれなんか使わないのに、
1:28:24	この運転手引きに入ってくるんだと思ってですね、ちょっとそこら辺が 若干混乱したんですけども、
1:28:31	江藤小のステージで使わない、使用しないっていう、
1:28:36	その意味っていうのは、
1:28:38	要はその
1:28:39	して椎野。
1:28:41	何て言うんすか。
1:28:43	後には入れないっていうかろ炉で使うことはないっていうそういう人な んですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:50	はい。この権限静止ですけども、はいその通りで、便 S T A C Y 野呂には入れないということです。ただ単にって燃料っていうのは s t a g e のドライバー燃料、
1:29:02	この領域系燃料保険法燃料集中補助については、新たに貯蔵管理のみを行うというものになります。
1:29:12	規制庁のスゴウです
1:29:16	C。
1:29:18	私が所長よくわかってないんですけど、S T A C Y で使用しないって言ったときに、
1:29:24	S T A C Y というこの単語は、
1:29:27	その炉だけを指すんですかそれとも S T A C Y 本体施設運転手引き書いてあったりしてこの
1:29:36	衛藤。
1:29:38	この s t a g e の周りの施設も含めて、溶液系燃料とか使うんだろうなと思ってるんですけどその S T A C Y って言ったときは、
1:29:50	基本老々さすっていいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:53	はい許可の中でそうですね s t a g e といえば動作して s t a g e 施設 といえば施設全体を指すというふうになっております。そういうことな んですね。規制庁の宗でわかりました。
1:30:07	それから、
1:30:11	藤。
1:30:18	すいません。えっとですね。
1:30:26	皆さん、
1:30:30	すいませんそのパワー振り戻ってしまってすみません。これさ、ちょっ と最後なんですけれども、
1:30:36	江藤、鍵の管理の話で、
1:30:40	今回その原子炉の運転に関する鍵。
1:30:44	入ってるんですけど、これ、
1:30:46	その本当に物理的中ギイなんですか。
1:30:52	はい。人間性 C C ですけども、これは物理的な鍵になります。
1:30:57	規制庁のスゴウ S D と物理的な鍵は、何か説明運転モードにする的なこ とをおっしゃったような気がするんですが、
1:31:09	これがないと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:11	要は運転できませんっていうことですかね。
1:31:15	はい。厳格性しですけども、その通りです。
1:31:19	規制庁のスゴウです。衛藤。
1:31:21	これを、
1:31:23	追加するのは、
1:31:26	今は炉がないから、
1:31:29	鹿銀、
1:31:30	鍵の管理は関係なくて、
1:31:33	今後その炉ができるから、運転するから鍵が追加されるってこと です ね。ちょっと気になったのは、
1:31:40	衛藤。
1:31:42	運転する
1:31:44	しないときの方が鍵管理しっかりしなきゃいけないんじゃないかと思っ たんですけど、すみません。
1:31:50	はい。厳正CCですけども、おっしゃる通り今までは、炉本体がなかつ たので、鍵があっても運転できないというところで、削除。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:01	もともとしておりました領域血清審議が当然あったんですけどその改造する時に1回削除して、今回、付記復帰するというふうになっております。
1:32:14	規制庁のスゴウですわかりました。
1:32:17	私からちょっと聞きたかったことは以上です。
1:32:26	はい。
1:32:27	それでは、シマムラですけれども、ちょっと
1:32:31	この1の資料は、多分、審査会合、
1:32:35	の資料をイメージで作られてると思う。
1:32:43	結構このこういうこの審査会合資料でこの最初の方が、
1:32:48	重要だと思って、
1:32:51	ここで
1:32:56	概要を、
1:32:58	説明できないと、結構、
1:33:01	説明が大変になる。
1:33:05	だと思うんですけども、
1:33:08	ですから例えばもうちょっと、2ページの申請概要。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:14	とかですね、
1:33:16	経緯とか、
1:33:18	含めて、ご説明の中にありますけど心を改造してるだろうですね。
1:33:26	溶液燃料を、
1:33:30	棒状燃料にするとかですね、それから、
1:33:33	2の方も
1:33:35	ピー・シー・エー、
1:33:37	という、
1:33:38	廃止した後の燃料を、
1:33:41	こちらの施設に持ってくるのであればですねそうそういう
1:33:47	ちょっと経理とか、
1:33:50	わかる。
1:33:51	中央に、
1:33:53	最初の部分をしてもらった方がいいかなという。
1:33:58	いうふうに思います。
1:34:01	はい。牽制しイシイです。承知しました経営力がわかるようにちょっと 記載、充実させます。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:22	1点だけ、最初の議論ですけど、今回の保安形が、
1:34:30	基本方針以降の1以降のものにも、
1:34:35	要するものとして提案。
1:34:37	してるとしたいと。
1:34:40	いうふうな説明ありましたけど、
1:34:42	それは単にその
1:34:45	方に話だけじゃなくて、
1:34:48	今回その
1:34:49	今
1:34:52	現行です。
1:34:55	枠を取った炉心っていうのは、結構従来の、
1:34:59	臨界実験等の範囲に比べるとかなり限って、
1:35:04	炉心の条件決めてますんでね。
1:35:07	これ、
1:35:08	それだけじゃなくてそのあと、
1:35:11	個人、例えば一番をするとか、
1:35:16	場が出てくると思いますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:18	逆に、
1:35:21	そのあとの部分まで含めた保安形で、
1:35:24	として提案するとなると、いや、具体的にどういう上申かっていうこと も、
1:35:31	この
1:35:31	議会のその審査会合の中で説明をしてもらわないと、
1:35:36	条件がはっきりしてないのに、これが、
1:35:39	これでもうクローズするっていうような判断は、
1:35:43	かなり本、
1:35:44	ですから、
1:35:46	基本的には、S T A C Y、今それぞれ基本方針っていう
1:35:50	許可の枠の中に関する保安規定で、通常はうじゅ設計変更です。
1:35:56	個人の条件が変わったり、
1:36:00	そうすれば、それで一緒に応じて安定を変えるわけです。
1:36:06	それを、今のこの今回の
1:36:09	ような、その段取りなんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:13	基本方針 1 以降のものに対しても対応するという説明をするのであれば、
1:36:19	今後、どこまでの発表した場合の、
1:36:22	炉心に対してこれを適用したいっていうところの説明を十分、
1:36:27	してもらう必要があると思うんで、
1:36:29	そこは
1:36:31	そういうつもりで資料、
1:36:33	ないと入口で、
1:36:36	どんな路線するかもわからないっていう状況で、その保安ウェル審査は できません。
1:36:44	大分
1:36:47	円形で、
1:36:49	はい。減少機構、井澤です。はい許可まで立ち戻りまして、どのぐらい の範囲をとるところをちょっとにご説明させていただきたいと思いま す。
1:37:00	うん。だからこのどういう説明するかそちらの説明だと思えますけ ど、許可が変われば、保安規定でも変わる可能性は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:09	十分あるんですね。
1:37:11	この保安規定がどこまでの路線に対して、
1:37:14	どうなんだというふうに考えてるかっていうところの、
1:37:18	説明をもし、
1:37:21	基本方針 1 以降のものまでの、
1:37:24	保安規定だって説明をするならば、ちょっとこの説明すると、
1:37:29	お許してください。
1:37:31	はい、承知しましたありがとうございます。
1:37:38	あとちょっと細かい、フジモリ規制庁フジモリですけどちょっと細かい 点で 29 ページ目の、
1:37:45	炉心構成の条件がですねちょっと教えてもらいたいんですけど。
1:37:49	挿入本数 50 本。
1:37:52	以上、900 本以下、
1:37:54	ただし書きがちょっとよくわかんないんですけど、
1:37:57	140 センチ町の給水によっても臨界とならない場合は 900 本以下ってこ れただし書きを入れる意図は何なんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:06	はい。演習機構伊田です。一言で言いますと、臨界にならない、炉心未臨界のまま実験をするときのことを想定してございまして、この規 140 センチメートル長の給水によっても臨界とならない場合、
1:38:22	は、燃料の下限を外す、例えば一本一本でやりませんが数本という炉心を組むときは、
1:38:33	そんなに水を入れても臨界とならないことを確認した上でそのような炉心の構成を評価すると、そのような意図でただし書き入れてございませす。50分を外したいということなんですか。はい。
1:38:45	減少機構いただきますはい。ご理解の通りです。
1:38:48	なるほど。
1:38:52	表現、ちょっとでも何か言っちゃ、
1:38:56	140 センチ町の給水によって、
1:39:01	受け持って政権が 140 センチなんですよね。
1:39:05	はい、臨床教授おっしゃる通りです。
1:39:07	なんかどうなんだろうなどは、仮に計算上ってということなんですこれね。
1:39:13	140 センチ町の給水によってもってというのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:16	給水するわけじゃないですもんね。
1:39:20	はいおっしゃる通りです。ふうん。ちょっと何か表現はどう話ね。いや、とりあえず意図はわかりました。はい。
1:39:29	はい。ありがとうございます。
1:39:46	ちょっとその路線の単位でお話が出たんです。
1:39:50	何ですけど、
1:39:51	周囲の方は、これまた細かい方で、
1:39:55	ということです。
1:39:57	次は制限してますよね。最低水位、
1:40:03	はい、原子カイザワです。はい炉心の最近古屋 40 センチということで規定されてございます。
1:40:09	これは本店には出てない。
1:40:14	要するにこの紙の構成範囲を燃料本部とか、
1:40:20	そういうのは、だけど、
1:40:22	うち農林課依存する。
1:40:25	対の範囲っていうのは、
1:40:28	うちの条件の中には、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:30	はい。
1:40:37	はい、原子力機構、大岩です。はい。今おっしゃられたことについても先ほどのパラメータをどこでどういうふうにとということで、ご説明させていただきたいと思いますが、はい。今のところここには入れてございません。
1:40:51	それは、4 ページの表示という
1:40:56	のは、
1:40:58	わかりました。はい。どこにどうかっていう話です。
1:41:03	先ほどのコメントの一環として対応させていただきたいと思います。
1:41:14	はいその他よろしいでしょうか。
1:41:25	非行さんの方から何かありますか。
1:41:31	原科研静止ですけども、こちらからはありません。
1:41:35	はい。それでは、よろしいでしょうか。
1:41:41	はい。それでは、本日ヒアリングはこれで終了します。どうもありがとうございました。
1:41:47	どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。